

信用取引における平均単価の導入に伴う「信用取引・貸借取引規程」の一部改正について

平成27年2月17日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、信用取引・貸借取引規程の一部改正を行い、本年3月16日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、信用取引において平均単価を導入すること等に伴い、所要の対応を行うことによるものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

○信用取引に関する通知書への平均単価の利用等

- 取引参加者が、未決済勘定がある顧客に対して毎月送付する信用取引に関する通知書について、法令に基づき取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段に平均単価を用いることができます。
- 顧客が特定投資家などである場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合には、信用取引に関する通知書の送付を要しないものとします。

(備考)

- 信用取引・貸借取引規程第6条第2項
- 信用取引・貸借取引規程第6条第1項

III. 施行日

- 平成27年3月16日から施行します。

以上